

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月27日

【事業年度】 第107期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

【会社名】 大和自動車交通株式会社

【英訳名】 Daiwa Motor Transportation Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新 倉 能 文

【本店の所在の場所】 東京都江東区猿江二丁目16番31号

【電話番号】 東京(03)6757 7164(経理部)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 加 藤 雄二郎

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区猿江二丁目16番31号

【電話番号】 東京(03)6757 7164(経理部)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 加 藤 雄二郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (百万円)	21,470	18,615	17,443	17,233	17,728
経常利益 又は経常損失() (百万円)	1,300	432	473	349	15
当期純利益 又は当期純損失() (百万円)	741	313	1,928	437	3,342
包括利益 (百万円)		318	1,926	411	3,380
純資産額 (百万円)	2,217	1,868	3,757	3,309	6,615
総資産額 (百万円)	17,307	15,713	15,973	17,488	24,384
1株当たり純資産額 (円)	216.17	181.20	371.23	326.99	658.69
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	74.38	31.42	193.36	43.89	335.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	12.5	11.5	23.2	18.6	26.9
自己資本利益率 (%)	41.6	15.8	70.0	12.6	68.0
株価収益率 (倍)	3.21		1.08		1.04
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,273	185	760	38	448
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,507	21	2,051	1,232	1,768
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,539	978	2,752	1,238	1,344
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	2,999	2,228	2,287	2,254	2,279
従業員数 (名)	3,062	2,550	2,388	2,278	2,327

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第104期及び第106期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第103期及び第105期ならびに第107期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (百万円)	12,700	10,205	9,388	9,069	9,488
経常利益 又は経常損失() (百万円)	1,335	66	449	206	119
当期純利益 又は当期純損失() (百万円)	815	558	1,279	443	3,293
資本金 (百万円)	525	525	525	525	525
発行済株式総数 (株)	10,500,000	10,500,000	10,500,000	10,500,000	10,500,000
純資産額 (百万円)	3,489	2,895	4,140	3,672	6,948
総資産額 (百万円)	15,260	13,685	13,313	14,582	21,251
1株当たり純資産額 (円)	349.93	290.33	415.25	368.41	697.21
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	3 (1.5)	3 (1.5)	3 (1.5)	3 (1.5)	3 (1.5)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	81.74	56.02	128.27	44.50	330.40
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	22.9	21.2	31.1	25.2	32.7
自己資本利益率 (%)	26.4	17.5	36.3	11.4	62.0
株価収益率 (倍)	2.92		1.62		1.06
配当性向 (%)	4.03		2.34		0.91
従業員数 (名)	1,890	1,547	1,443	1,363	1,414

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第104期及び第106期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第103期及び第105期ならびに第107期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【沿革】

昭和14年 9月	戦時企業統合令による企業合同により、同業12社を以って中野相互自動車株式会社を設立、普通旅客自動車運送事業を開始。
昭和20年 9月	第二次企業合同により同業16社を吸収合併、大和自動車交通株式会社に商号変更。
昭和24年 5月	東京証券取引所に上場。
昭和24年 6月	興産自動車株式会社(現・大和物産株式会社)を設立し、自動車用燃料・資材等の販売を開始。(現・連結子会社)
昭和25年 3月	戦後初の輸入新車50両の購入許可により、営業車両の全面的配置転換を実施し、ハイヤー営業の基盤を確立した。
昭和28年 3月	車両無線移動局の承認により無線による配車営業を開始。
昭和38年 5月	日本橋大和ビル建設に伴い不動産賃貸及び管理事業に進出。
昭和38年10月	東京証券取引所市場第二部に移行。
昭和40年 2月	大和自動車株式会社を設立。(現・連結子会社)
昭和41年10月	自動車整備部門を独立し、大和自動車整備株式会社を設立。
昭和41年10月	山梨鈴木シャタア工業株式会社(現・大和工機株式会社)を設立し、金属製品製造業を開始。(現・連結子会社)
昭和42年 6月	自動車教習部門を独立し、株式会社大和自動車教習所を設立。(現・連結子会社)
昭和43年 8月	株式会社スリーディ開発(現・株式会社スリーディ)を設立し、不動産部門を強化。(現・連結子会社)
昭和47年 9月	真和タクシー株式会社を買収し、大和交通株式会社に商号を変更(現・大和自動車王子株式会社)。
昭和48年 9月	住宅販売事業に進出。
昭和52年 1月	本社ビル建替工事を行い新社屋完成。
昭和57年12月	小型タクシー43台を導入。
昭和59年12月	ハイヤー車に自動車電話を設置。
昭和60年 8月	ワゴンタクシーが認可され営業車両数978台となる。
昭和62年11月	ブルーラインタクシー20台増車。
平成元年 9月	乗合タクシー 1台認可。
平成 3年12月	保谷交通有限会社(現・大和交通保谷株式会社)を買収。(現・連結子会社)
平成 5年 6月	運行管理に関する代理業を開始。
平成 5年 6月	福祉タクシー 1台認可。
平成 8年 2月	柏自動車株式会社(現・大和自動車王子株式会社)を買収。(現・連結子会社)
平成 9年 3月	ブルーラインタクシーより効率向上車両へ21台認可。
平成10年 4月	警備業として「あんしんネットワーク」(緊急即時通報事業)サービスを開始。
平成12年 3月	福祉タクシー 1台増車により営業車両総数は992台となる。
平成13年 2月	大和交通保谷有限会社を株式会社へ組織変更する。(現・大和交通保谷株式会社)
平成13年 5月	羽田営業所を大田区に開設。
平成14年 2月	期間限定車両28台全日稼働へ許可。
平成15年 9月	王子営業所を北区に開設。
平成16年11月	羽田第一営業所を大田区に開設。
平成20年 2月	テラス浦安を千葉県浦安市に開設。
平成20年 5月	テラス銀座を東京都中央区に開設。
平成22年 3月	本社を東京都江東区に移転。
平成23年 5月	大和タクシー株式会社と大和交通株式会社が合併し、大和自動車王子株式会社(現・連結子会社)に商号変更。
平成23年10月	中央無線タクシー協同組合加盟23社との業務提携契約を締結。
平成23年12月	テラス府中を東京都府中市に開設。
平成24年11月	テラス弥生町を東京都板橋区に開設。
平成26年 4月	会社分割(簡易新設分割)により、大和自動車交通羽田株式会社、大和自動車交通江東株式会社、大和自動車交通立川株式会社を設立して持株会社体制に移行。

3 【事業の内容】

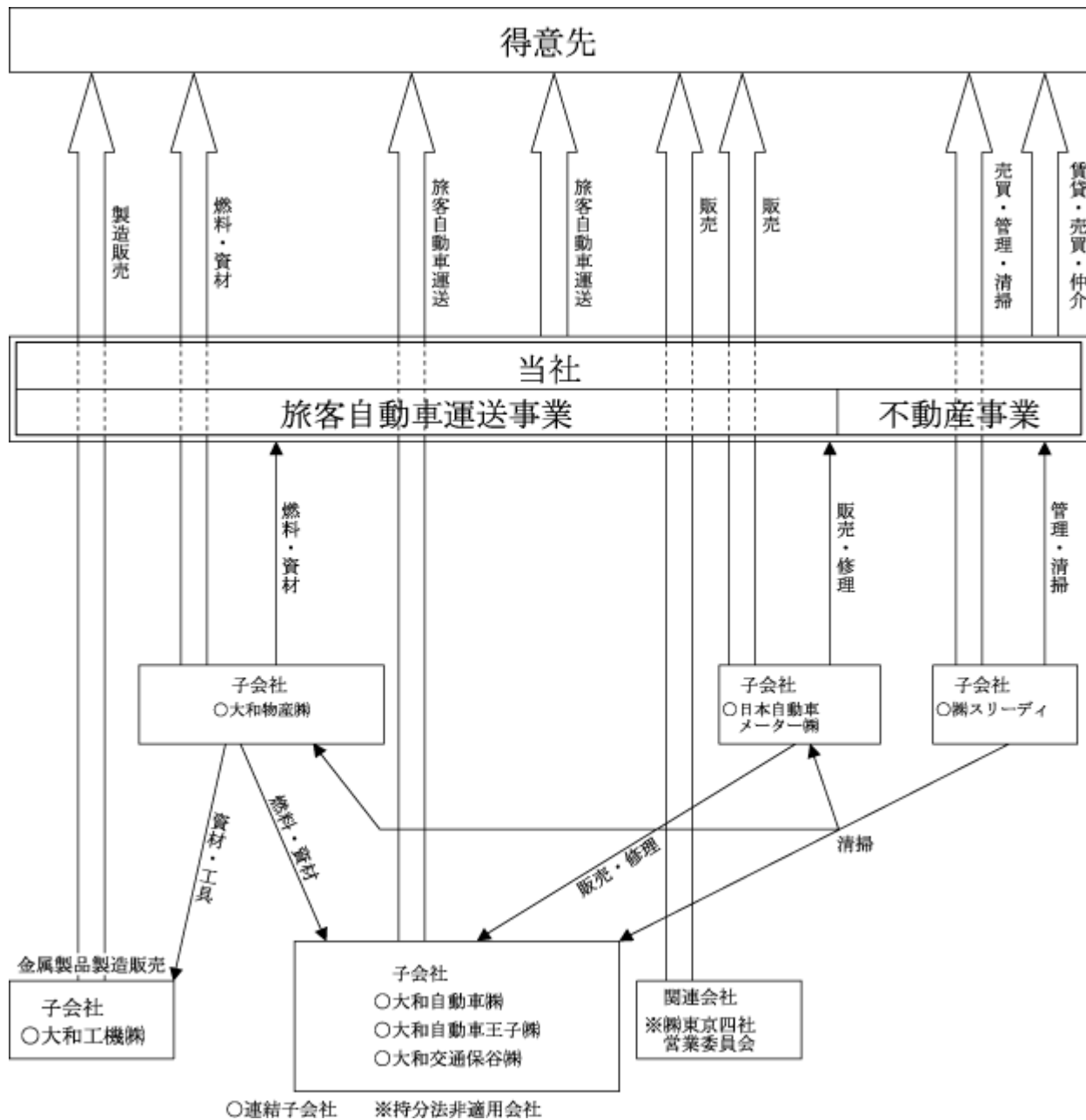
当社グループは、当社、連結子会社 8 社、持分法非適用関連会社 1 社で構成され、旅客自動車運送事業、不動産事業、燃料・資材の販売事業を主な内容とし、更に各事業に関連する自動車メーター機器の販売及び金属製品の製造販売等の事業活動を展開しております。

事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付け並びにセグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、以下に示す区分は「第 5 経理の状況 1 (1) 連結財務諸表 注記」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

区分	事業内容	主要な会社
旅客自動車運送事業	ハイヤー業、運行管理業	当社
	タクシー業	当社、大和自動車(株)、大和自動車王子(株)、大和交通保谷(株)
不動産事業	賃貸、売買、仲介、管理、清掃業務等	当社、(株)スリーディ
販売事業	燃料・資材販売	大和物産(株)
	金属製品製造販売	大和工機(株)
	自動車メーターの販売・修理	日本自動車メーター(株)

事業の系統図は次の通りであります。



(注) (株)大和自動車教習所は、平成22年1月31日付で閉鎖しており、系統図より除いております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 大和物産株式会社 (注)3	東京都江東区	30	販売事業	100.0	燃料・資材の供給 当社より建物の賃貸及び債務保証 役員の兼任等...有
大和自動車株式会社(注)2、3	東京都江東区	54	旅客自動車 運送事業	100.0	タクシー業 当社より資金援助、建物の賃貸及び 債務保証 役員の兼任等...有
株式会社大和自動車教習所 (注)4	東京都小金井市	30		100.0	役員の兼任等...有
大和工機株式会社(注)3	山梨県笛吹市	45	販売事業	100.0	管轄材料の製造販売 当社より債務保証 役員の兼任等...有
株式会社スリーディ	東京都中央区	30	不動産事業	100.0	不動産の売買、賃貸、管理、清掃 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
大和自動車王子株式会社	東京都北区	10	旅客自動車 運送事業	100.0	タクシー業 当社より建物の賃貸及び債務保証 役員の兼任等...有
大和交通保谷株式会社	東京都西東京市	10	旅客自動車 運送事業	100.0	タクシー業 当社より建物の賃貸及び債務保証 役員の兼任等...有
日本自動車メーター株式会社	東京都江東区	20	販売事業	85.2	タクシーメーターの販売及び修理 当社より建物の賃貸及び債務保証 役員の兼任等...有

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を越える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。また、大和自動車(株)は記載のとおり債務超過となっております。

会社名	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
大和物産(株)	3,478	17	2	951	2,427
大和自動車(株)	2,291	16	4	452	630

4 平成22年1月31日付で閉鎖しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
旅客自動車運送事業	2,140
不動産事業	36
販売事業	120
全社(共通)	31
合計	2,327

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 「全社(共通)」は特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,414	56.0	10.8	4,149,989

セグメントの名称	従業員数(名)
旅客自動車運送事業	1,379
不動産事業	4
全社(共通)	31
合計	1,414

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 「全社(共通)」は特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社及び一部の連結子会社には、大和自動車交通労働組合が組織(組合員数1,612名)されており、関東旅客自動車交通労働組合連合会に属しております。また、連結子会社の一部(組合員数291名)は全国自動車交通労働組合総連合会に属しております。

なお、労使関係については特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済対策や金融緩和策等を背景に、企業収益の改善や、消費税率引上げ前の駆け込み需要による個人消費の増加等により、景気は緩やかに回復してきておりますが、増税の反動による消費の落ち込み、円安による原材料コストの増加等のリスクも内包されており、今後安定的な景気回復が持続するかは未だ不透明な状況であります。

ハイヤー・タクシー業界におきましても、乗務員不足による稼働低下等、厳しい環境のもとにありました。このような情勢のもと、タクシー部門は業務提携契約を締結した中央無線タクシー協同組合加盟24社を合わせた大和自動車交通グループ2,480台の車両が当社の商標（マーク等）を使用して運行しており、東京23区と武蔵野市、三鷹市で利用可能なGPS機能を活用したスマートフォンによる配車を開始し、自動配車受付システム（IVR）と合わせて迅速な自動配車を行うなど、お客様の利便性の向上と、提携各社との相互の発展を目指しております。

なお、平成25年10月16日付で公表しております「会社分割(簡易新設分割)による子会社設立並びに持株会社体制への移行に関するお知らせ」のとおり、当社グループといたしましては各事業の競争力を高め、責任体制の明確化を図るとともに、さらなる成長と収益の確保を目指すものとして、平成26年4月1日より、当社のタクシー事業を会社分割し、新たに大和自動車交通羽田株式会社、大和自動車交通江東株式会社、大和自動車交通立川株式会社の3社を設立するとともに、持株会社体制へと移行しております。

当連結会計年度の売上高は17,728百万円と前年同期比2.9%の増収となり、経費面において原油高による燃料費の増加や乗務員募集活動の強化による宣伝広告費の増加に加え、一時的な費用として営業費用に事業用収益物件の取得に伴う登記費用等205百万円、組織改革等のコンサルタント料29百万円、営業外費用に社債発行費62百万円、借入手数料40百万円をそれぞれ計上した結果、営業利益は447百万円（前年同期比38.1%減）、経常利益は15百万円（前年同期比95.5%減）となりました。平成26年3月に予定通り引渡しを完了いたしました中央大和ビル（中央区銀座）の土地売却益5,784百万円を特別利益に計上した結果、当期純利益は3,342百万円（前年同期は当期純損失437百万円）となりました。

セグメントの業績は、次の通りであります。

旅客自動車運送事業

旅客自動車運送事業では、ハイヤー売上高は得意先企業の経費節減と他社との低価格競争の影響により減少し、タクシー売上高は乗務員の営業指導を継続して実施し収益向上を図るとともに、乗務員不足解消の為、募集活動をより一層強化し、稼働率に改善が見られるものの、採用乗務員研修費の増加や燃料費の高騰もあり、旅客自動車運送事業売上高は12,620百万円（前年同期比0.2%増）、営業利益は173百万円（前年同期比66.1%減）となりました。

不動産事業

不動産事業では、平成25年3月名古屋路木場ビル（江東区木場）、4月藤和東神田ビル（千代田区東神田）、5月ヒルサイドスクウェア（豊島区高田）、7月アルテビル東神田（千代田区東神田）、8月メゾン大島イースト（江東区大島）、9月YS三番町ビル（千代田区三番町）、11月メゾン大島リバーサイド（江東区大島）と事業用収益物件を購入し、不動産事業の強化と収益の増強を進め、取得に伴う一時的な費用等がありましたが、不動産事業売上高は890百万円（前年同期比105.7%増）、営業利益は58百万円（前年同期は営業損失50百万円）となりました。

販売事業

自動車燃料販売部門では、原油価格の高騰やタクシー業界の減車等の影響を受け販売数量が減少する中で、人件費や諸経費の削減に努めるとともに、顧客へのきめ細かいサービスの提供を推進しております。金属製品製造販売部門は、生産効率向上を図り、ISO9001を継続取得し製品の品質向上を進めております。販売事業売上高は4,217百万円（前年同期比0.2%増）、原材料価格の上昇等で営業利益は226百万円（前年同期比13.6%減）となりました。

(注) 売上高に消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は2,279百万円となり、前連結会計年度に比べ24百万円増加いたしました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(イ) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動による資金の収入は448百万円(前連結会計年度は38百万円の支出)となっております。その主たる要因は税金等調整当期純利益が5,441百万円であったものの、固定資産除売却損益が5,426百万円含まれていることによります。

(ロ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動による資金の支出は1,768百万円(前連結会計年度は1,232百万円の支出)となっております。主たる要因は、固定資産の売却による収入が5,595百万円であったものの、固定資産の取得による支出が7,207百万円であったことによります。

(ハ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動による資金の収入は1,344百万円(前連結会計年度は1,238百万円の収入)となっております。主たる要因は、短期借入金の純減による支出が1,571百万円であったものの、社債の発行による収入が2,337百万円であったことによります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社及び連結子会社の生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、また受注生産形態をとらない事業も多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「1 業績等の概要」におけるセグメントの業績に関連付けて示しております。

3 【対処すべき課題】

(1) 当社グループが対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、景気は緩やかな回復基調にあるものの、原油価格の高騰等、先行きの見えないリスクを含んでいるため、ハイヤー、タクシー業界においての大幅な回復は引き続き期待できない厳しい状況が続くと考えております。

当社グループといたしましては、平成26年4月1日より各事業の独立採算意識の向上や、今後さらに目まぐるしく変化する経営環境において、迅速かつ的確に判断・対応し、各事業の競争力を高め、責任体制の明確化を図るとともに、さらなる成長と収益の確保を目指すものとして、持株会社体制を着実に遂行してまいります。

営業面では、採算重視の営業改革を推進し、売上看合った原価構造を確立するとともに、安全マネジメントの遂行・法令遵守を推進し総合的な質の高い利用者サービスの向上に努めます。また、課題であります乗務員の募集活動に注力し、優良な乗務員の確保と教育により、稼働率の向上に努めます。さらに、環境対策としてはグリーン経営の推進による環境貢献に努め、燃費の良い新型車両への代替を進めております。

なお、当社は車両点検整備についても注力し、安全輸送への努力と利用者のニーズに対応し、グループ内の全事業所でグリーン経営認証(環境対応度評価制度)を維持しております。

不動産事業におきましては、テナントの要望にそった施設の改善に努め、さらに不動産の有効活用を進めます。

販売事業といたしましては、ガソリン及びLPGの市況は引続き厳しい状況が続いておりますが、事業の効率化をより一層進めてまいります。

当社グループの総力を挙げて、以上の諸施策を実施することにより、収支の改善、安定した企業基盤固めを推進してまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。)並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口(2))の一つとして、下記の通り、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。

「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

・ 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、創業以来「和」の精神を企業理念として掲げ、旅客自動車運送事業を中心とした運営により社会発展に貢献するという基本方針のもと、事業活動を行っております。

なお、当社は平成26年4月1日より、各事業の競争力を高め、責任体制の明確化を図るとともに、更なる成長と収益の確保を目指すものとして、持株会社体制へと移行しております。

旅客自動車運送事業におきましては、独立採算意識の向上により社内経費の節減に努め、収支改善を図ります。営業面では、ハイヤー部門は採算にあった売上の向上と新規顧客の開拓を積極的に推進してまいります。タクシー部門は全タクシー車両に導入しております自動日報システム、デジタルタコメーター、事故発生時の動画データを活用し、安全輸送・事故撲滅を推進し、デジタル無線による顧客管理システムやGPS機能を活用したスマートフォンによる配車の効率化・省力化を進め、利用者サービスの向上に努めます。また、環境対策としてクリーン燃料であるLPガスの使用やハイブリッド車の導入、さらに車両点検整備体制を推進してまいります。

不動産事業におきましては、テナントの要望に沿った施設の改善に努め、入居率の向上を推進し、さらに不動産の有効活用を進めてまいります。

販売事業におきましては、社内経費の節減に努めるとともに、自動車燃料販売部門は顧客へのきめ細かいサービスの提供を推進しております。金属製品製造販売部門はISO9001を継続取得し、さらなる製品の品質向上を進めてまいります。

以上の諸施策を実施するとともに、環境に配慮した「グリーン経営」を継続し、「環境にやさしい企業」を目指して更なる安定した景気変動に影響されない経営管理体制を確立していくことで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上を図ってまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を取締役8名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、毎週一度開催される部長会において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。経営委員会は毎週一度開催され各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

また、平成26年3月末日現在における当社大株主の状況は、「第4 提出会社の状況 (7) 大株主の状況」の通りであり、同時点において、当社役員及びその関係者等によって当社の発行済株式の25.5%が保有されております。ただし、世間一般で敵対的な買収に関する認識が高まり、それに対する防衛的観点からの取り組みが進む中で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のある買収提案に対して、全くの無防備では企業価値の向上の観点から好ましくないと考えられます。また、当社は公開会社として、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株券等が転々譲渡されることは勿論のこと、現時点の当社の大株主の中には個人株主が含まれ、その各々の事情に基づき今後当社の株券等を譲渡その他の処分をしていく可能性は否定できません。これらの事由に鑑みると、当社の発行する株式の流動性がさらに増し、今後当社及び当社の企業価値・株主共同の利益に反する株券等の大規模な買付がなされる可能性が存するということができます。なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付行為

本プランは以下の()又は()に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

()当社が発行者である株券等(注1)保有者(注2)の株券等保有割合(注3)20%以上となる買付け

()当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注)

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下()において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

()買付者等の概要

(イ)氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ)代表者の役職及び氏名

(ハ)会社等の目的及び事業の内容

(ニ)大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ)国内連絡先

(ヘ)設立準拠法

()買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

()買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注8)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(注)

8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

本必要情報の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日(注9)（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記() (ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- ()買付者等及びそのグループ(共同保有者(注10)、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。)
- ()大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。)
- ()大規模買付行為の対価の算定根拠(算定的前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- ()大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- ()大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ()買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ()買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ()大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ()大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ()当社の他の株主との間に利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(注)

9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の()又は()の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

- ()対価を現金(円価)のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

() その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会の評価検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の()ないし()に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

() 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、独立委員会は、当社大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

() 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当すると判断され、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の内容及びその発動の是非に関し、株主の意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

株主意思の確認

独立委員会が、上記()に従い、対抗措置の内容及びその発動の是非に関し、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、株主意思の確認手続きとして、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下株主意思確認総会といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

取締役会の決議

当社取締役会は、 に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は に定める株主意思確認総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、()買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は()対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと思われる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

大規模買付行為の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1) に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1) に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止した場合又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1.に記載の通り、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付行為がなされた場合に独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2.(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) 一般的ナリスク

当社は、国際・国内情勢の変化にともなう景気変動や物価変動等の事業上のリスクにさらされており、それらリスクにより業績が左右されるおそれがあります。

(2) 当社グループの事業の構成比について

また、当社グループにおいて、旅客自動車運送事業がグループ全体の売上高に占める割合は約71%であり、その大半を同事業に依存しております。これらの事業を営む会社につきましては、道路運送法、その他関連法令等により事業内容が規定されており、それらの関連法令の改正により業績が左右されることがあります。

(3) 労働力確保のリスク

旅客自動車運送事業においては、サービスの提供に乗務員の確保が不可欠であり、紹介制度の充実、労働環境の整備・改善を通じて良質な乗務員の確保に努めております。乗務員確保の状況によっては業績が左右されることがあります。

(4) 事故のリスク

旅客自動車運送事業においては、交通事故による賠償費が発生するリスクがあります。当社グループにおいては、所属全車につき賠償保険及び任意保険に加入し、事故関連費用の平坦化をはかるとともに、全社を挙げて安全運転、法令遵守を励行し、交通事故の防止に努めております。

(5) 退職給付発生リスク

旅客自動車運送事業においては、従業員の平均年齢が高いことなどにより、退職者が多く発生し、一時に退職金支払が発生するリスクがあります。当社グループにおいては、労働環境の整備・改善を通じて定着率の向上に努めております。

(6) 資金調達に係る財務制限条項について

当社の資金調達に係るシンジケートローン契約には、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し期限の利益喪失請求が行われた場合には、資金繰りの悪化により当社及び当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。当該条項は、株主資本及び経常利益に係る条項であります。

5 【経営上の重要な契約等】

会社分割(簡易新設分割)による子会社設立並びに持株会社体制への移行

当社は、平成26年4月1日より会社分割(簡易新設分割)により子会社を設立して持株会社体制に移行しておりません。

会社分割の概要は、以下のとおりであります。

(1)会社分割の目的

昨今のわが国経済は、東日本大震災からの復旧が進み、緩やかに持ち直してきましたが、長引く世界経済の低迷や原油価格の高騰、円安による輸入価格の上昇など、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、各事業の独立採算意識の向上や、権限委譲の推進により、今後さらにめまぐるしく変化する経営環境において、迅速かつ的確に判断・対応し、各事業のさらなる競争力を高め、責任体制の明確化を図るとともに、さらなる成長と収益の確保をめざすものであります。

(2)新設子会社の概要

大和自動車交通羽田株式会社

代表者 代表取締役社長 木村 建

住所 東京都大田区昭和島二丁目4番4号

資本金 10百万円

事業内容 一般乗用旅客自動車運送事業

大和自動車交通江東株式会社

代表者 代表取締役社長 亀田 英紀

住所 東京都江東区猿江二丁目16番27号

資本金 10百万円

事業内容 一般乗用旅客自動車運送事業

大和自動車交通立川株式会社

代表者 代表取締役社長 田中 良和

住所 東京都立川市富士見町一丁目25番地

資本金 10百万円

事業内容 一般乗用旅客自動車運送事業

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社グループは、乗務員不足による稼働低下等、厳しい環境のなか、タクシー部門は業務提携契約を締結した中央無線タクシー協同組合加盟24社を合わせた大和自動車交通グループ2,480台の車両が当社の商標（マーク等）を使用して運行しており、東京23区と武蔵野市、三鷹市で利用可能なGPS機能を活用したスマートフォンによる配車を開始し、自動配車受付システム（IVR）と合わせて迅速な自動配車を行うなど、お客様の利便性の向上と、提携各社との相互の発展を目指しております。

旅客自動車運送事業では、ハイヤー売上高は得意先企業の経費節減と他社との低価格競争の影響により減少し、タクシー売上高は乗務員の営業指導を継続して実施し収益向上を図るとともに、乗務員不足解消の為、募集活動をより一層強化し、稼働率に改善が見られるものの、採用乗務員研修費の増加や燃料費の高騰もあり、旅客自動車運送事業売上高は12,620百万円（前年同期比0.2%増）、営業利益は173百万円（前年同期比66.1%減）となりました。

不動産事業では、平成25年3月名古屋路木場ビル（江東区木場）、4月藤和東神田ビル（千代田区東神田）、5月ヒルサイドスクウェア（豊島区高田）、7月アルテビル東神田（千代田区東神田）、8月メゾン大島イースト（江東区大島）、9月YS三番町ビル（千代田区三番町）、11月メゾン大島リバーサイド（江東区大島）と事業用収益物件を購入し、不動産事業の強化と収益の増強を進め、取得に伴う一時的な費用等がありましたが、不動産事業売上高は890百万円（前年同期比105.7%増）、営業利益は58百万円（前年同期は営業損失50百万円）となりました。

自動車燃料販売部門では、原油価格の高騰やタクシー業界の減車等の影響を受け販売数量が減少する中で、人件費や諸経費の削減に努めるとともに、顧客へのきめ細かいサービスの提供を推進しております。金属製品製造販売部門は、生産効率向上を図り、ISO9001を継続取得し製品の品質向上を進めております。販売事業売上高は4,217百万円（前年同期比0.2%増）、原材料価格の上昇等で営業利益は226百万円（前年同期比13.6%減）となりました。

営業外費用に社債発行費62百万円、借入手数料40百万円をそれぞれ計上した結果、営業利益は447百万円（前年同期比38.1%減）、経常利益は15百万円（前年同期比95.5%減）となりました。平成26年3月に予定通り引渡しを完了いたしました中央大和ビル（中央区銀座）の固定資産売却益5,784百万円を特別利益に計上した結果、当期純利益は3,342百万円（前年同期は当期純損失437百万円）となりました。

(2) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

資産、負債及び純資産の状況

(イ) 資産

当連結会計年度末の総資産は24,384百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,896百万円の増加となりました。これは土地が3,941百万円増加したことなどにより、固定資産が7,034百万円増加したことなどによるものであります。

(ロ) 負債

負債は前連結会計年度末に比べ流動負債が1,286百万円減少、固定負債が4,877百万円増加したことにより、負債合計は17,769百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,590百万円の増加となりました。これは短期借入金1,432百万円減少したものの、社債が2,270百万円、繰延税金負債が1,456百万円、長期借入金796百万円、それぞれ増加したことによるものであります。

(ハ) 純資産

純資産は当期純利益3,342百万円を計上した影響から、前連結会計年度末に比べ3,305百万円増加の6,615百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は2,279百万円となり、前連結会計年度に比べ24百万円増加いたしました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(イ) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動による資金の収入は448百万円(前連結会計年度は38百万円の支出)となっております。その主たる要因は税金等調整当期純利益が5,441百万円であったものの、固定資産除売却損益が5,426百万円含まれていることによります。

(ロ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動による資金の支出は1,768百万円(前連結会計年度は1,232百万円の支出)となっております。主たる要因は、固定資産の売却による収入が5,595百万円であったものの固定資産の取得による支出が7,207百万円であったことによります。

(ハ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動による資金の収入は1,344百万円(前連結会計年度は1,238百万円の収入)となっております。主たる要因は、短期借入金の純減による支出が1,571百万円であったものの社債の発行による収入が2,337百万円であったことによります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社及び連結子会社では、全社一体となって諸施設の合理的な活用を基本としており、これに従い当連結会計年度においては中古賃貸ビルの購入等7,712百万円の設備投資を行っております。

旅客自動車運送事業においては564百万円、不動産事業においては中古賃貸ビル購入7,010百万円、販売事業においては、通常の維持管理を中心に137百万円の設備投資を行っております。

また、当連結会計年度において、財政状態の立て直しを目的として所有資産の再編成を行い、次の主要な資産を売却いたしました。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	資産の内容	売却時期	前期末 帳簿価額 (百万円)
大和自動車交通(株) 中央大和ビル	東京都 中央区	-	土地	平成26年3月	109

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	車両 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	機械及び 什器備品 (百万円)	土地 (百万円)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (名)
銀座営業所他 各営業所 (注) 3 (東京都中央区、 千代田区、江東 区他)	旅客自動車 運送事業	その他設備	11	337	10	1,320 (5,317.71)	648	7	2,337	1,379
王子ビル他 各賃貸施設 (東京都中央区、 江東区、北区、 板橋区他)	不動産事業	その他設備	-	5,789	50	7,997 (19,471.64)	189	0	14,026	4
すいらん荘 保養所施設 (静岡県熱海市)	全社管理	その他設備	-	0	0	31 (784.99)	-	0	31	-
本社 (東京都江東区)	全社管理	その他設備	5	202	8	171 (292.38)	203	18	608	31

(注) 1 上記中のうち「その他」は、無形固定資産の合計であります。

2 上記中、土地欄の()内は面積 (m²) であります。

3 建物及び構築物の一部を賃借しております。年間賃借料は123百万円であります。

4 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	資産の種類	台数	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
銀座営業所他 各営業所 (東京都中央区、 千代田区、江東 区他)	旅客自動車 運送事業	車両	678	5～7年間	271	686

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	車両 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	機械及び 什器備品 (百万円)	土地 (百万円)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (名)
大和物産株 (注) 3	清澄スタンド他 各事業所 (東京都江東区、 世田谷区、墨田区)	販売事業	その他 設備	2	115	4	1,249 (4,226.93)	6	0	1,379	30
大和自動車株	本社営業所 (東京都江東区)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	1	0	2	136 (4,000.0)	289	1	432	390
大和工機株	本社営業所 (山梨県笛吹市)	販売事業	その他 設備	7	107	19	411 (8,597.92)	-	0	547	81
大和自動車 王子株	本社営業所 (東京都北区)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	0	0	1	-	156	1	159	297
大和交通保谷株	本社営業所 (東京都西東京市)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	0	110	7	-	29	0	148	74

- (注) 1 上記中のうち「その他」は、無形固定資産の合計であります。
2 上記中、土地欄の()内は面積(m²)であります。
3 建物及び構築物の一部を賃借しております。年間賃借料は5百万円であります。
4 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	資産の種類	台数	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
大和自動車株	本社営業所 (東京都江東区)	旅客自動車 運送事業	車両	156	5～6年間	97	231
大和工機株	本社営業所 (山梨県笛吹市)	販売事業	車両	8	3～6年間	10	8
			機械器具	16	3～7年間	140	40
大和自動車王子株	本社営業所 (東京都北区)	旅客自動車 運送事業	車両	78	5～6年間	57	116
大和交通保谷株	本社営業所 (東京都西東京市)	旅客自動車 運送事業	車両	17	5～6年間	11	19

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社及び連結子会社の設備投資は賃貸ビル等の取得及び改修工事を中心に計画しております。なお、設備計画は原則的に連結子会社が個別に策定しておりますが、提出会社を中心に調整を図っております。

(1) 改修

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額	既支払額		着手	完了
				(百万円)	(百万円)			
大和自動車交通(株) 江東営業所他	東京都江 東区他	旅客自動車運 送事業	その他の 設備	2	-	自己資金	平成26年 4月	平成27年 3月
大和自動車交通(株) 名古屋木場ビル他 各賃貸施設	東京都江 東区他	不動産事業	その他の 設備	293	-	自己資金	平成26年 4月	平成27年 3月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,500,000	10,500,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数：1,000株 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	10,500,000	10,500,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
昭和52年9月30日(注)	3,500,000	10,500,000	175	525	1	2

(注) 株主割当 1:0.5
発行価格 50円
資本組入額 50円

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		10	6	32	6		595	649	
所有株式数(単元)		2,343	13	1,629	788		5,683	10,456	
所有株式数の割合(%)		22.41	0.12	15.58	7.54		54.35	100	

(注) 自己株式533,554株は、「個人その他」に533単元、「単元未満株式の状況」に554株含まれております。なお、株主名簿等記載上の株式数と期末現在の実質所有株式数とは同一であります。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
新倉 能文	東京都杉並区	1,510	14.39
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸1-2-3	750	7.14
吉田 満	東京都中野区	632	6.02
プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド	東京都中央区日本橋3-11-1 (常代)香港上海銀行東京支店	631	6.01
第一生命保険株式会社	東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーZ棟 (常代)資産管理サービス信託銀行株式会社	550	5.24
東都自動車株式会社	東京都豊島区西池袋5-13-13	345	3.29
安田 一	大阪府枚方市	300	2.86
株式会社リード	愛知県春日井市八幡町72-11	289	2.75
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	260	2.48
株式会社損害保険ジャパン	東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーZ棟 (常代)資産管理サービス信託銀行株式会社	260	2.48
計		5,527	52.64

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式533千株(5.08%)があります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 533,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,923,000	9,923	同上
単元未満株式	普通株式 44,000		同上
発行済株式総数	10,500,000		
総株主の議決権		9,923	

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 大和自動車交通株式会社	江東区猿江2 16 31	533,000		533,000	5.08
計		533,000		533,000	5.08

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3,098	1,147,096
当期間における取得自己株式	736	263,488

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	533,554		534,290	

(注) 当期間における保有自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対し安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本としており、企業体質の改善、経営基盤の強化をはかりながら業績に裏づけられた成果の配分を実施したいと考えております。従って利益配分の基本方針として配当は業績に応じて決定することを原則といたしております。

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、中間配当金1株あたり1.5円、期末配当金1株あたり1.5円とし、年間3円としております。また、内部留保資金につきましては、今後の設備投資等の資金需要に備えることといたします。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成25年11月11日 取締役会	14	1.5
平成26年6月27日 定時株主総会	14	1.5

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	300	245	224	518	624
最低(円)	169	154	140	170	336

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第2部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年 10月	11月	12月	平成26年 1月	2月	3月
最高(円)	406	362	372	374	381	362
最低(円)	343	344	342	350	342	336

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第2部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	総務・経理 内部統制 担当	新 倉 能 文	昭和29年1月9日生	昭和51年4月 昭和58年4月 平成元年6月 平成13年6月 平成17年6月 平成19年6月	太陽生命保険相互会社入社 当社入社 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社代表取締役社長就任(現)	H25.6 から H27.6	1,510
専務取締役	営業担当	前 島 忻 治	昭和21年1月2日生	昭和44年4月 平成7年11月 平成7年11月 平成9年6月 平成17年6月 平成19年6月	さくら銀行入社 当社入社 当社関連事業部次長 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任(現)	H25.6 から H27.6	30
常務取締役	安全・労務 担当	宮 野 隆 幸	昭和21年12月25日生	昭和44年3月 平成6年8月 平成10年12月 平成11年6月 平成17年6月	当社入社 当社人事課長 当社総務部次長 当社取締役就任 当社常務取締役就任(現)	H25.6 から H27.6	22
取締役		土 屋 弘	昭和19年10月3日生	昭和42年3月 平成7年6月 平成13年6月 平成16年6月 平成19年6月 平成24年6月	当社入社 大和物産株式会社取締役 大和物産株式会社常務取締役 大和物産株式会社専務取締役 大和物産株式会社取締役社長 (現) 当社取締役就任(現)	H26.6 から H28.6	2
取締役		大 泉 光 一	昭和33年8月18日生	昭和57年4月 平成12年4月 平成14年4月 平成15年6月 平成17年4月 平成19年4月 平成20年4月 平成21年4月 平成22年4月 平成23年6月	第一生命保険相互会社入社(現第一生命保険株式会社) 第一生命情報システム株式会社 出向 DLプロジェクトグループ長 第一生命情報システム株式会社保険システム本部長 第一生命情報システム株式会社取締役 保険システム本部長 第一生命情報システム株式会社常務取締役 保険システム本部長 第一生命情報システム株式会社常務取締役 第一生命情報システム株式会社常務執行役員 第一生命情報システム株式会社取締役常務執行役員 第一生命情報システム株式会社取締役常務執行役員 経営企画部長 (現) 当社取締役就任(現)	H25.6 から H27.6	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	関連事業 部長	黒 崎 博 次	昭和30年10月20日生	昭和53年3月 平成11年7月 平成17年7月 平成19年6月 平成26年6月	当社入社 当社赤坂営業所所長 当社ハイヤー部次長 当社執行役員関連事業部長 当社取締役就任(現)	H26.6 から H28.6	1
取締役	総務部長	齋 藤 康 典	昭和35年11月22日生	昭和61年3月 平成13年11月 平成17年7月 平成19年6月 平成26年6月	当社入社 当社人事課長 当社総務部次長 当社執行役員総務部長 当社取締役就任(現)	H26.6 から H28.6	5
取締役	営業企画 部長	大 塚 一 基	昭和35年7月1日生	昭和59年4月 平成25年5月 平成25年10月 平成26年4月 平成26年6月	株式会社太陽神戸銀行(現株式会 社三井住友銀行)入行 当社入社 当社執行役員総合企画部長 当社執行役員営業企画部長 当社取締役就任(現)	H26.6 から H28.6	-
監査役 常勤		大 野 保 明	昭和16年3月16日生	昭和40年3月 平成13年3月 平成14年6月 平成17年6月 平成23年6月 平成24年6月	当社入社 当社経理部長 当社取締役 大和交通株式会社(現大和自動車 王子株式会社)専務取締役 大和工機株式会社監査役(現) 当社監査役就任(現)	H24.6 から H28.6	63
監査役		朝 倉 正 巳	昭和28年5月15日生	昭和52年4月 平成13年7月 平成15年6月 平成18年6月 平成20年10月 平成21年6月 平成22年6月 平成22年6月	太陽生命保険相互会社入社 太陽生命保険相互会社取締役 太陽生命保険株式会社常務取締役 太陽生命保険株式会社取締役常務 執行役員 太陽信用保証株式会社代表取締役 社長 当社監査役就任(現) 太陽信用保証株式会社代表取締役 社長退任 T & D リース株式会社代表取締役 社長(現)	H25.6 から H29.6	-
監査役		鐵 義 正	昭和23年12月23日生	昭和51年11月 昭和56年8月 昭和62年5月 平成9年8月 平成23年6月 平成24年6月	監査法人第一監査事務所(現新日 本有限責任監査法人)入所 公認会計士開業登録 センチュリー監査法人(現新日本 有限責任監査法人)社員 センチュリー監査法人(現新日本 有限責任監査法人)代表社員 新日本有限責任監査法人退職 当社監査役就任(現)	H24.6 から H28.6	-
							1,633

- (注) 1 取締役 大泉光一氏は、社外取締役であります。
2 監査役 朝倉正巳氏及び鐵義正氏は、社外監査役であります。
3 当社では取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を明確に区分し経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
執行役員は9名で、社長 新倉能文、専務 前島忻治、常務 宮野隆幸、関連事業部長 黒崎博次、総務部長 齋藤康典、営業企画部長 大塚一基、ハイヤー事業統括部長 石塚重勝、経理部長 加藤雄二郎、タクシー事業統括部長 小山哲男で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

イ 企業統治の体制とその体制を採用する理由

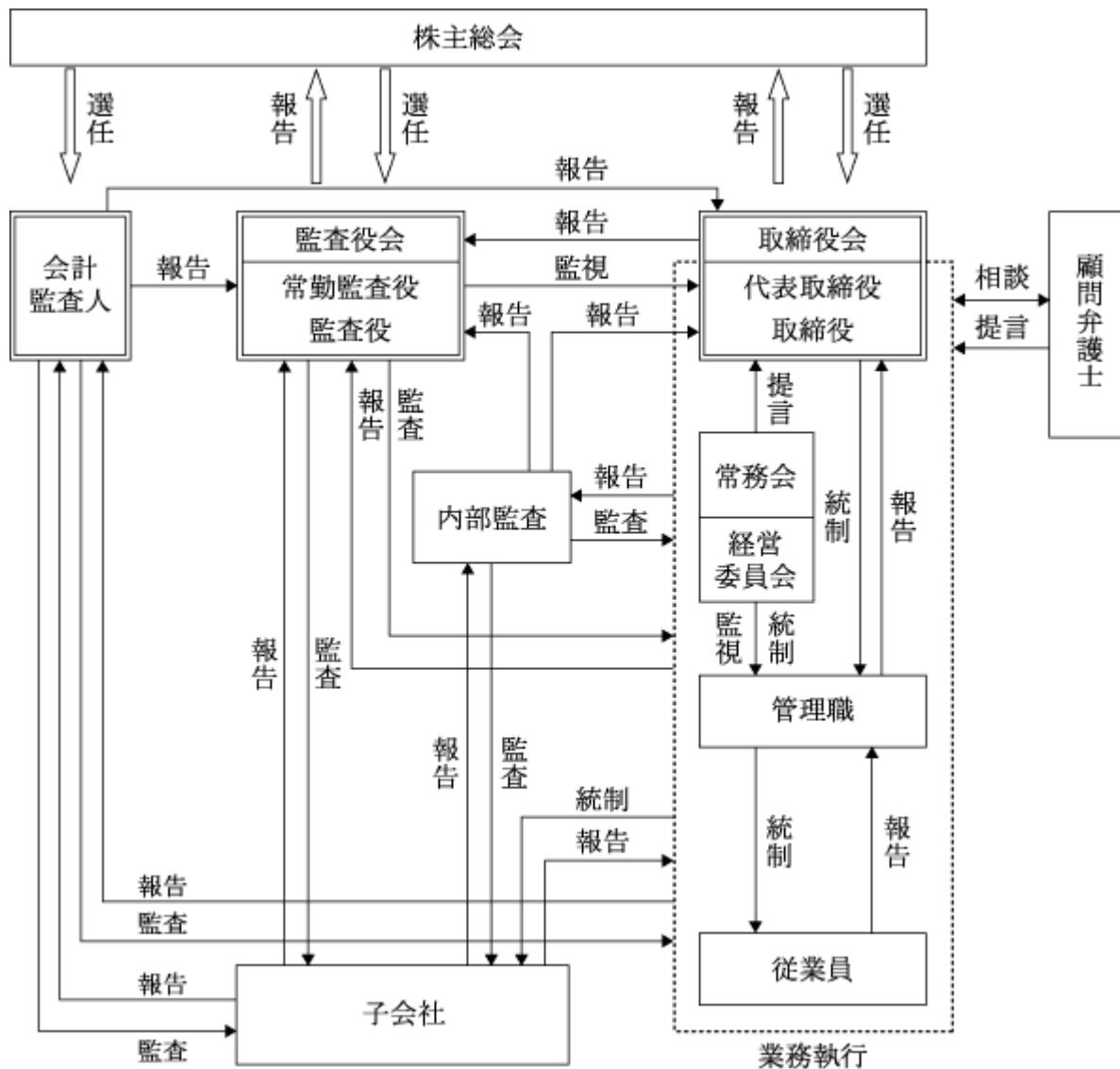
当社では、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みを通じて、継続的な企業価値の向上を果たすことが経営上の重要課題であると認識しております。今後も、効率的な業務執行及び監視体制の構築、コンプライアンスの強化、経営の透明性の確保に向けて、コーポレート・ガバナンスの構築を図り、必要な施策を実施していく所存でございます。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社では、取締役会を取締役8名で構成し、年12回以上開催しております。取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、執行役員間において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。執行役員からなる経営委員会は毎週一度開催され、管理職が行っている従業員の統制を経営委員会において統制及び監視するとともに、各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。



八 リスク管理体制の整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、企業行動憲章並びに企業行動基準を定め、それを全取締役及び監査役に周知徹底させております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、監査の実効性を確保するため、取締役会等の議事録、稟議決裁書、その他その職務の執行に係わる情報を適切に保存・管理し、監査役会が求めたときは、取締役はいつでも当該文書の閲覧に供しております。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、事故、環境、システム管理等に係わるリスクについては、法令遵守基本規程、リスク管理規程等を制定し、教育・研修を行う体制を整備しております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は業務の効率性を確保するため、取締役会規程、職務権限規程等に従い業務執行を行っております。また、取締役会等は、監査役出席のもと、慎重かつ多面的な検討を行っておりますが、手続の簡素化等により、会社の重要な意思決定をさらに迅速化しております。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行の適法性を確保するため、企業としての法令遵守に関する規則を定め、その研修・教育体制を整備しております。併せて、内部通報体制を整備しております。

会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
内部監査（業務執行状況・財務状況等）については、全社・子会社の定期監査を強化しております。
監査役は、必要な場合は監査基準に従い、子会社を含めた使用人から情報の収集を行ない、適正性を確保しております。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会より職務を補助すべき使用人の請求があった場合、取締役会は使用人のうちから、監査役会の職務を補助すべき使用人を指名しております。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
上記の監査役会の職務を補助すべき使用人については、取締役会からの独立性を確保するため、監査業務に関する指示命令権は監査役が有するものとしております。

監査役会の職務を補助すべき使用人の任命及び人事異動、人事考課等については、取締役は監査役会に相談し、意見を求めることとしております。

また、懲戒については監査役会の同意を得るものとしております。
取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
すべての取締役及び使用人は、会社もしくは子会社、関係会社に著しい損害をおよぼすおそれや事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、その他監査役会が重要と定めた事項について、その内容を遅滞なく監査役に報告しております。

また、上記に係わらず、監査役会は必要に応じていつでも取締役又は使用人に報告を求めることができます。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
すべての取締役は、監査役監査の重要性と有効性を理解・認識して、監査役の円滑な監査活動の保障をしております。

監査役は取締役会等に出席し、取締役の職務の執行の報告・重要な決定事項の決議を確認するとともに、内部統制に関する必要な調査・報告を要請することができます。

反社会的勢力を排除するための体制
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、すべての取締役及び使用人は毅然とした態度で臨み、反社会勢力の排除に全社的に努めております。

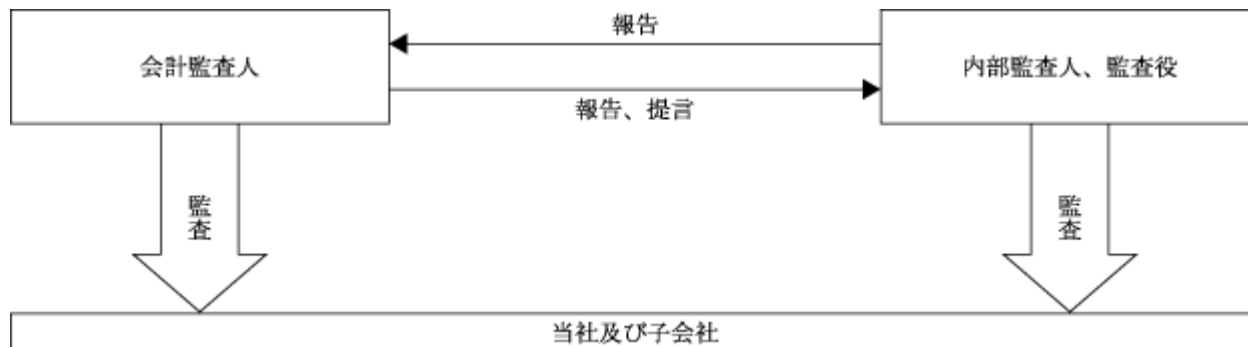
二 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項に関する責任について、同法第425条第1項の最低責任限定額を限度として、責任限定契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、代表取締役社長に指名された内部監査担当者が行っております。
監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から定期的かつ随時に業務報告を聴取する等を行い、取締役の業務執行を監査しております。監査役は代表取締役とも定期的に会合を持ち、幅広く意見を交換しております。監査役会では、監査役相互の情報共有を図ることにより、監査機能の充実に努めております。また、監査役は、定期的に内部監査担当者から、監査計画及び監査実施結果の報告を受けるとともに、意見交換を行い監査の参考としております。さらに、監査役は会計監査人からも同様に報告を受けるとともに、監査の品質管理体制について詳細な説明を受け、その妥当性を確認しております。

また、監査役は、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、子会社が行った無償の利益供与、会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては上記の監査方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査しております。



社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

イ 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

取締役大泉光一は、企業経営等の豊富な知識・経験等をいかし、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

監査役朝倉正巳は、企業経営等の豊富な知識・経験等をいかし、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

監査役鐵義正は、公認会計士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

なお、上記社外取締役及び社外監査役との間には、人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」 5.(3)の2を参考にしております。

(参考)東京証券取引所における開示

東京証券取引所においては、独立役員として、社外取締役又は社外監査役の中から、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を確保することが義務付けられております。「上場管理等に関するガイドライン」において一般株主と利益相反の生じる恐れがあると判断する場合の判断要素を規定しております。

「上場管理等に関するガイドライン」 5.(3)の2

独立役員の確保義務の違反に対する公表措置等の要否の判断は、独立役員として届け出る者が、次のaからeまでのいずれかに該当している場合におけるその状況等を総合的に勘案して行います。

- a. 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
- b. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- c. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- d. 最近においてaから前cまでに該当していた者
- e. 次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
 - (a) aから前dまでに掲げる者
 - (b) 当該会社又はその子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。))を含む。)
 - (c) 最近において前(b)に該当していた者

内部監査・内部統制の状況については、取締役会、監査役会及び内部監査担当者から適宜報告及び意見交換がなされており、また会計監査については会計監査人から報告を受けており、各監査との相互連携、関係維持を図っております。

□ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	45	41	-	-	4	4
監査役 (社外監査役を除く。)	6	6	-	-	0	1
社外役員	7	6	-	-	1	3

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の第82期定時株主総会において年額72百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成7年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額21.6百万円以内と決議いただいております。

4. 上記退職慰労金の額は、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額であります。

□ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬の額の決定に関する方針

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会です承された方法により決定しております。

監査役の報酬は、監査役会の協議により決定しております。

また、報酬額の水準につきましては、社員給与の最高額及び役員報酬の社会水準を勘案し、役員の任期につき職位ごとに決定しております。

株式の保有状況

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

16銘柄 168百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
第一生命保険(株)	334	42	取引関係維持のため
(株)T&Dホールディングス	27,900	31	同上
全日本空輸(株)	71,412	13	同上
(株)資生堂	4,587	6	同上
(株)カナデン	8,000	4	同上
明治ホールディングス(株)	1,010	4	同上
高木証券(株)	10,000	3	同上
三井化学(株)	12,602	2	同上
新和内航海運(株)	5,927	2	同上
(株)大和証券グループ本社	1,000	0	同上
SCSK(株)	11	0	同上

(注) (株)カナデン以下は、貸借対照表計上額が資本金の100分の1以下ではありますが、上位11銘柄について記載しております。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
第一生命保険(株)	33,400	50	取引関係維持のため
(株)T&Dホールディングス	27,900	34	同上
全日本空輸(株)	89,203	19	同上
(株)資生堂	5,417	9	同上
明治ホールディングス(株)	1,137	7	同上
(株)カナデン	8,000	5	同上
三井化学(株)	15,306	3	同上
新和内航海運(株)	6,544	3	同上
高木証券(株)	10,000	3	同上
(株)大和証券グループ本社	1,000	0	同上
SCSK(株)	11	0	同上

(注) 三井化学(株)以下は、貸借対照表計上額が資本金の100分の1以下ではありますが、上位11銘柄について記載しております。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

二 保有目的を変更した投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人を選任しており、同監査法人による適切な監査が実施されております。当該事業年度において監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員業務執行社員、橋爪輝義、中原義勝の2名であり、この他に補助者として公認会計士20名、その他16名が従事しております。

また、当社と同監査法人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	30	-	32	1
連結子会社	-	-	-	-
計	30	-	32	1

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社は監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、経営理念及び行動指針の作成に関するアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関して特段の方針等は設けておりませんが、監査内容、監査日数等を勘案して個別に交渉し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成しております。

なお、当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に準拠して作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)及び事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、財務経理部門にて会計基準等の動向を解説した機関紙を定期購読するなどし、連結財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 2,326	1 2,380
受取手形及び売掛金	4 1,448	1,463
有価証券	0	0
販売用不動産	3	3
商品及び製品	33	43
仕掛品	2	5
原材料及び貯蔵品	40	90
前払金	33	27
前払費用	236	307
繰延税金資産	275	109
その他	252	98
貸倒引当金	27	42
流動資産合計	4,625	4,487
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	8,077	9,326
減価償却累計額	3 4,206	3 2,713
建物及び構築物（純額）	1 3,870	1 6,612
機械器具及び什器備品	1,039	1,117
減価償却累計額	3 823	3 819
機械器具及び什器備品（純額）	216	297
車両運搬具	136	132
減価償却累計額	3 108	3 103
車両運搬具（純額）	27	29
土地	1 6,758	1 10,700
リース資産	1,811	2,168
減価償却累計額	490	784
リース資産（純額）	1,320	1,384
有形固定資産合計	12,194	19,024
無形固定資産		
電話加入権	15	15
通信施設利用権	1	1
ソフトウェア	2	16
その他	0	0
無形固定資産合計	19	33
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 2 399	1, 2 470
長期貸付金	40	31
繰延税金資産	34	35
その他	289	418
貸倒引当金	114	116
投資その他の資産合計	649	839
固定資産合計	12,862	19,897
資産合計	17,488	24,384

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4 754	788
1年内償還予定の社債	10	1 130
短期借入金	1, 5 2,477	1, 5 1,045
リース債務	426	406
未払金	362	266
未払法人税等	210	474
未払消費税等	89	66
未払費用	739	863
前受金	335	27
賞与引当金	86	90
その他	227	274
流動負債合計	5,720	4,433
固定負債		
社債	25	1 2,295
長期借入金	1, 5 5,766	1, 5 6,562
リース債務	930	935
長期預り金	280	1 451
繰延税金負債	299	1,755
退職給付引当金	839	-
役員退職慰労引当金	94	101
退職給付に係る負債	-	1,008
資産除去債務	222	225
負ののれん	0	0
その他	0	0
固定負債合計	8,458	13,335
負債合計	14,178	17,769
純資産の部		
株主資本		
資本金	525	525
資本剰余金	2	2
利益剰余金	2,961	6,273
自己株式	264	265
株主資本合計	3,224	6,535
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	35	73
退職給付に係る調整累計額	-	43
その他の包括利益累計額合計	35	29
少数株主持分	49	50
純資産合計	3,309	6,615
負債純資産合計	17,488	24,384

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
売上高	17,233	17,728
売上原価	15,331	16,061
売上総利益	1,902	1,667
販売費及び一般管理費	1 1,179	1 1,220
営業利益	723	447
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	11	13
負ののれん償却額	0	0
受取車検費用	11	7
保険配当金	31	30
その他	37	43
営業外収益合計	95	97
営業外費用		
支払利息	187	264
退職給付費用	152	152
シンジケートローン手数料	123	2
社債発行費	-	62
その他	6	47
営業外費用合計	469	529
経常利益	349	15
特別利益		
固定資産売却益	2 0	2 5,784
負ののれん発生益	4	-
特別利益合計	5	5,784
特別損失		
固定資産除却損	3 14	3 357
減損損失	4 419	-
固定資産売却損	5 8	5 0
固定資産売却関連損	6 495	-
その他	-	1
特別損失合計	937	358
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	583	5,441
法人税、住民税及び事業税	148	497
法人税等調整額	293	1,600
法人税等合計	145	2,097
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	437	3,343
少数株主利益又は少数株主損失()	0	0
当期純利益又は当期純損失()	437	3,342

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整 前当期純損失()	437	3,343
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	26	37
その他の包括利益合計	26	37
包括利益	411	3,380
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	411	3,379
少数株主に係る包括利益	0	0

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	525	2	3,428	264	3,691
当期変動額					
剰余金の配当			29		29
当期純損失()			437		437
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			467	0	467
当期末残高	525	2	2,961	264	3,224

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	9		9	55	3,757
当期変動額					
剰余金の配当					29
当期純損失()					437
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	26		26	5	20
当期変動額合計	26		26	5	447
当期末残高	35		35	49	3,309

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	525	2	2,961	264	3,224
当期変動額					
剰余金の配当			29		29
当期純利益			3,342		3,342
自己株式の取得				1	1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			3,312	1	3,311
当期末残高	525	2	6,273	265	6,535

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	35		35	49	3,309
当期変動額					
剰余金の配当					29
当期純利益					3,342
自己株式の取得					1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	37	43	6	0	5
当期変動額合計	37	43	6	0	3,305
当期末残高	73	43	29	50	6,615

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	583	5,441
減価償却費	664	746
減損損失	419	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	2	16
賞与引当金の増減額(は減少)	7	4
退職給付引当金の増減額(は減少)	93	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	71	7
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	125
受取利息及び受取配当金	14	15
支払利息	187	264
シンジケートローン手数料	123	2
社債発行費	-	62
固定資産除売却損益(は益)	21	5,426
固定資産売却関連損	495	-
売上債権の増減額(は増加)	22	14
たな卸資産の増減額(は増加)	3	62
前払費用の増減額(は増加)	51	70
長期前払費用の増減額(は増加)	-	114
仕入債務の増減額(は減少)	37	33
未払金の増減額(は益)	5	5
未払消費税等の増減額(は減少)	83	1
未払費用の増減額(は減少)	135	92
長期預り金の増減額(は減少)	28	170
その他	45	29
小計	1,112	1,300
利息及び配当金の受取額	14	15
利息の支払額	189	261
シンジケートローン手数料の支払額	123	2
固定資産売却関連費用の支払額	149	345
法人税等の支払額	703	256
営業活動によるキャッシュ・フロー	38	448

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	110	140
定期預金の払戻による収入	128	110
固定資産の取得による支出	1,574	7,207
固定資産の売却による収入	349	5,595
固定資産の除却による支出	9	101
長期貸付けによる支出	5	0
長期貸付金の回収による収入	7	7
投資有価証券の取得による支出	14	14
その他	3	16
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,232	1,768
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,541	1,571
長期借入れによる収入	5,860	5,016
長期借入金の返済による支出	5,809	4,081
社債の発行による収入	-	2,337
社債の償還による支出	30	10
セール・アンド・リースバックによる収入	-	201
リース債務の返済による支出	293	516
配当金の支払額	29	29
その他	0	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,238	1,344
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	32	24
現金及び現金同等物の期首残高	2,287	2,254
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,254	1 2,279

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

子会社8社は全て連結されております。連結子会社名は、「第1 企業の概況」の「4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社数 0社

持分法非適用関連会社数 1社 会社名 株式会社東京四社営業委員会

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に関していずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響をおよぼしていないので持分法適用の範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結財務諸表提出会社の決算日に一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

販売用不動産...個別法

商品及び製品...主として総平均法

仕掛品...先入先出法

原材料及び貯蔵品

燃料・油脂...総平均法

部品・資材・原材料...先入先出法

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

車両運搬具...定額法

建物・その他有形固定資産...定率法

ただし平成10年4月1日以降取得した建物(建物附帯設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 2年～7年

建物及び構築物 7年～65年

機械器具及び什器備品 3年～20年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、平成20年3月31日以前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異は、主として15年による按分額（一部の連結子会社におきましては一括費用処理）を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理することによっております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

支払金利に係るスワップ取引（以下、金利スワップ取引）の特例処理を資金調達取引に適用しております。

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

金利の変動によるリスクにさらされている資金調達取引

ヘッジ方針

資金調達取引における金利の変動によるリスクに対して金利スワップ取引により特例処理の範囲内においてヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の条件を満たしているため有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんおよび平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(10) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務の額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が1,008百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が43百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
現金及び預金	300百万円	22百万円
投資有価証券	79百万円	94百万円
建物及び構築物	2,381百万円	5,634百万円
土地	5,237百万円	9,799百万円
計	7,998百万円	15,551百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
短期借入金	1,004百万円	884百万円
1年内償還予定の社債	-	120百万円
社債	-	2,280百万円
長期借入金	5,377百万円	6,120百万円
長期預り金	-	22百万円
計	6,382百万円	9,428百万円

2 関連会社に係る項目

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	25百万円	25百万円

3 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4 連結会計年度末日満期手形の処理

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
受取手形	5百万円	-
支払手形	30百万円	-

5 財務制限条項

当社は、シンジケートローン契約(契約日平成24年9月25日)を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されています。

平成26年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額を、平成25年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

平成25年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。但し、中央大和ビルに関して臨時的に減価償却を実施した場合は、当該連結会計年度の経常損益については当該減価償却額を加算して算出することとする。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要費目及び金額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
人件費	587百万円	620百万円
(うち、賞与引当金繰入額)	16百万円)	16百万円)
(うち、退職給付費用)	12百万円)	10百万円)
(うち、役員退職慰労引当金繰入額)	7百万円)	7百万円)
減価償却費	44百万円	38百万円
諸手数料	135百万円	152百万円
貸倒引当金繰入額	3百万円	14百万円

2 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
車両運搬具	0百万円	0百万円
機械器具及び什器備品	-	0百万円
土地	-	5,784百万円
計	0百万円	5,784百万円

3 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
車両運搬具	1百万円	1百万円
建物及び構築物	0百万円	0百万円
機械器具及び什器備品	10百万円	0百万円
リース資産	-	4百万円
通信施設利用権	2百万円	-
解体費等	-	350百万円
その他	0百万円	-
計	14百万円	357百万円

4 減損損失

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
賃貸不動産等	建物等	東京都中央区	419

当社グループは、管理会計上の区分を基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位にて資産のグルーピングを行っており、遊休資産等については個々にグルーピングしております。

賃貸不動産等は、収益性が低下した資産について減損の兆候を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額については、除却予定のため、使用価値を備忘価額としております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

5 固定資産売却損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
車両運搬具	0百万円	0百万円
機械器具及び什器備品	1百万円	-
土地	6百万円	-
計	8百万円	0百万円

6 固定資産売却関連損

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

中央大和ビル売却に伴い発生したテナントに対する立退き費用であります。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	40百万円	57百万円
組替調整額	- "	- "
税効果調整前	40百万円	57百万円
税効果額	13 "	20 "
その他有価証券評価差額金	26百万円	37百万円
その他の包括利益合計	26百万円	37百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,500,000			10,500,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	529,205	1,251		530,456

(変動事由の概要)

増減数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,251株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	14	1.5	平成24年3月31日	平成24年6月29日
平成24年11月12日 取締役会	普通株式	14	1.5	平成24年9月30日	平成24年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14	1.5	平成25年3月31日	平成25年6月28日

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,500,000			10,500,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	530,456	3,098		533,554

(変動事由の概要)

増減数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3,098株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	14	1.5	平成25年3月31日	平成25年6月28日
平成25年11月11日 取締役会	普通株式	14	1.5	平成25年9月30日	平成25年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14	1.5	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	2,326百万円	2,380百万円
預入期間が 3ヶ月を超える定期預金	72百万円	102百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来する短期投資(有価証券)	0百万円	0百万円
現金及び現金同等物	2,254百万円	2,279百万円

2 重要な非資金取引

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産の額は1,040百万円、負債の額は1,084百万円であります。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース

(契約リース料1件当たり20万円未満は除く)

リース資産の内容

有形固定資産

旅客自動車運送事業における車両運搬具と駐車場設備であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (3)重要な減価償却資産の減価償却の方法 リース資産」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	車両運搬具	機械器具	什器備品	合計
取得価額相当額	502百万円	103百万円	23百万円	629百万円
減価償却累計額相当額	437百万円	74百万円	18百万円	529百万円
期末残高相当額	65百万円	29百万円	5百万円	100百万円

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	車両運搬具	機械器具	什器備品	合計
取得価額相当額	116百万円	85百万円	2百万円	203百万円
減価償却累計額相当額	95百万円	65百万円	1百万円	162百万円
期末残高相当額	21百万円	19百万円	1百万円	41百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	71百万円	27百万円
1年超	38百万円	18百万円
合計	109百万円	46百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
支払リース料	114百万円	17百万円
減価償却費相当額	108百万円	15百万円
支払利息相当額	4百万円	1百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	78百万円	60百万円
1年超	217百万円	176百万円
合計	296百万円	237百万円

(金融商品関係)

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理の方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

また、当社の資金調達に関するシンジケートローン契約には、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し期限の利益喪失請求が行われた場合には、資金繰りの悪化により当社及び当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,326	2,326	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,448	1,448	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	340	340	-
資産計	4,115	4,115	-
(4) 支払手形及び買掛金	754	754	-
(5) 未払費用	739	739	-
(6) 短期借入金	1,731	1,731	-
(7) 長期借入金(注3)	6,512	6,538	26
(8) リース債務(注3)	1,356	1,379	22
負債計	11,095	11,144	49
(9) デリバティブ取引	-	-	-

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,380	2,380	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,463	1,463	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	413	413	-
資産計	4,257	4,257	-
(4) 支払手形及び買掛金	788	788	-
(5) 未払費用	863	863	-
(6) 短期借入金	160	160	-
(7) 社債(注3)	2,425	2,428	3
(8) 長期借入金(注3)	7,447	7,633	186
(9) リース債務(注3)	1,341	1,370	28
負債計	13,025	13,244	218
(10) デリバティブ取引	-	-	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託については、取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照してください。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5)未払費用及び(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金及び(9)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(10)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

金利スワップの特例取引によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(8)参照。)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報の「資産 (3)投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	平成25年3月31日	平成26年3月31日
非上場株式	58	57

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

当連結会計年度において、非上場株式について0百万円の減損処理を行っております。

(注3) 社債、長期借入金及びリース債務は、1年以内に期限の到来する金額を含めて記載しております。

(注4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,294	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,448	-	-	-
合計	3,743	-	-	-

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,350	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,463	-	-	-
合計	3,813	-	-	-

(注5) 借入金、社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	1,731	-	-	-
長期借入金	746	5,749	16	-
リース債務	426	911	18	-
合計	2,904	6,661	35	-

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	160	-	-	-
社債	130	1,245	1,050	-
長期借入金	885	5,945	616	-
リース債務	406	903	31	-
合計	1,581	8,093	1,698	-

(有価証券関係)

前連結会計年度

(1) その他有価証券で時価のあるもの(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	241	170	71
その他	2	2	0
小計	244	172	71
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	96	111	15
その他	-	-	-
小計	96	111	15
合計	340	284	56

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	-	-	-
その他	-	-	-
合計	-	-	-

当連結会計年度

(1) その他有価証券で時価のあるもの(平成26年3月31日)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	371	252	119
その他	2	2	0
小計	374	255	119
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	38	43	5
その他	-	-	-
小計	38	43	5
合計	413	299	114

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	-	-	-
その他	-	-	-
合計	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,349	4,049	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	5,334	4,923	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。一部の連結子会社は、中小企業退職金共済制度を採用し、一部の連結子会社は、退職一時金制度及び中小企業退職金共済制度を併用しております。また、乗務員の給与体系(歩合比率)を変更した場合特別退職金を支払う場合があります。なお、一部の連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

イ 退職給付債務	1,026百万円
ロ 会計基準変更時差異の未処理額	303百万円
ハ 未認識数理計算上の差異	116百万円
ニ 退職給付引当金(イ - ロ - ハ)	839百万円

3 退職給付費用に関する事項

イ 勤務費用	89百万円
ロ 利息費用	10百万円
ハ 会計基準変更時差異の費用処理額	152百万円
ニ 数理計算上の差異の処理額	0百万円
ホ 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ)	251百万円

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	1.0%
ハ 数理計算上の差異の処理年数	5 ~ 6年 (翌連結会計年度から処理することとしております。)
ニ 会計基準変更時差異の処理年数	主として15年であります。 一部の連結子会社におきましては、一括費用処理をしております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。一部の連結子会社は、退職一時金制度及び中小企業退職金共済制度を併用しております。乗務員の給与体系(歩合比率)を変更した場合は、特別退職金を支払うことがあります。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。また、一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金(東京乗用旅客自動車厚生年金基金)に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、41百万円でありませ

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況(平成25年3月31日現在)

年金資産の額	83,359百万円
年金財政計算上の給付債務の額	121,730百万円
差引額	38,371百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

0.55%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高24,518百万円及び不足金12,270百万円です。また、同基金は、平成25年12月17日開催の代議会において、特例解散の方針を決議しました。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しておりません。

3. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を含みます。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,026	百万円
勤務費用	79	"
利息費用	9	"
数理計算上の差異の発生額	3	"
退職給付の支払額	110	"
退職給付債務の期末残高	1,008	"

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,008	百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,008	"
退職給付に係る負債	1,008	"
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,008	"

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	79	百万円
利息費用	9	"
会計基準変更時差異の費用処理額	152	"
数理計算上の差異の費用処理額	5	"
確定給付制度に係る退職給付費用	236	"

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

会計基準変更時差異の未処理額	151	百万円
未認識数理計算上の差異	108	"
合計	43	"

(6) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.0%
-----	------

4. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、5百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	303百万円	-百万円
退職給付に係る負債	-百万円	344百万円
役員退職慰労引当金	33百万円	36百万円
賞与引当金	32百万円	32百万円
ゴルフ会員権	43百万円	43百万円
未払事業税	14百万円	33百万円
税務上の繰越欠損金	60百万円	54百万円
固定資産の未実現利益	144百万円	146百万円
資産除去債務	83百万円	80百万円
固定資産減損損失	353百万円	190百万円
未払立退料	150百万円	-百万円
その他	124百万円	126百万円
繰延税金資産小計	1,343百万円	1,088百万円
評価性引当額	670百万円	760百万円
繰延税金資産合計	673百万円	327百万円
繰延税金資産純額	10百万円	-百万円
(繰延税金負債)		
土地評価差額金	174百万円	174百万円
固定資産圧縮積立金	435百万円	1,694百万円
その他有価証券評価差額金	20百万円	41百万円
その他	33百万円	28百万円
繰延税金負債合計	662百万円	1,938百万円
繰延税金負債純額	-百万円	1,610百万円

(注) 繰延税金資産・負債の純額は連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	275百万円	109百万円
固定資産 - 繰延税金資産	34百万円	35百万円
固定負債 - 繰延税金負債	299百万円	1,755百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の38.01%から35.64%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは、旅客自動車運送事業及び燃料小売事業における店舗等事業地、並びに金属製品の製造販売等の事業地について法令及び条例により要求される土壌汚染の除却に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

旅客自動車運送事業及び燃料小売事業における店舗等については、法令及び条例により要求されるため、主要建物並びにガソリンスタンドの使用見込み期間を22年から50年、割引率は2.18%から2.28%を採用しております。また、金属製品の製造販売等の事業地については、建物残耐用年数5年6ヶ月を未使用期間とし、割引率0.856%を採用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	225百万円	231百万円
時の経過による調整額	6 "	3 "
資産除去債務の履行による減少	- "	9 "
期末残高	231百万円	225百万円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む)及び遊休不動産を有しております。

平成25年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は127百万円(賃貸収益460百万円、賃貸費用358百万円、減損損失229百万円)であります。なお、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に、減損損失は特別損失に計上しております。

(2) 当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
4,480	824	5,304	8,515

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当期増減額のうち、主な増加額は不動産取得(1,281百万円)であり、主な減少額は減価償却累計額(107百万円)、減損損失(229百万円)、売却(53百万円)であります。

(注3)当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算出した金額であります。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、オフィスビル(土地を含む)及び遊休不動産を有しております。

平成26年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は128百万円(賃貸収益885百万円、賃貸費用756百万円)であります。なお、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。

(2) 当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
5,304	6,476	11,781	12,146

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当期増減額のうち、主な増加額は不動産取得(6,955百万円)であり、主な減少額は減価償却累計額(196百万円)、売却(109百万円)であります。

(注3)当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算出した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

報告セグメントについては、各事業セグメントを製品・サービスの内容、性質、製造方法、販売方法等の類似性を勘案して「旅客自動車運送事業」、「不動産事業」及び「販売事業」の3つに集約しております。

なお、各報告セグメントは、以下の開発・製造・販売を行っております。

報告セグメント	主要商品等
旅客自動車運送事業	ハイヤー事業、タクシー事業
不動産事業	不動産売買・賃貸・仲介
販売事業	燃料販売、資材販売、金属製品販売

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	旅客 自動車 運送事業	不動産 事業	販売事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	12,592	432	4,208	17,233	-	17,233
セグメント間の内部売上高 又は振替高	49	132	1,072	1,254	1,254	-
計	12,641	565	5,280	18,488	1,254	17,233
セグメント利益又は損失()	510	50	262	722	0	723
セグメント資産	4,935	7,360	4,422	16,718	770	17,488
その他の項目						
減価償却費	449	183	69	703	38	664
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	850	1,318	53	2,223	-	2,223

(注)1 調整額は以下の通りであります。

(1)セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額770百万円には、セグメント間取引消去 1,445百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産2,216百万円が含まれております。全社資産は、主に会社での余資運転資金(現金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

2 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	旅客 自動車 運送事業	不動産 事業	販売事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	12,620	890	4,217	17,728	-	17,728
セグメント間の内部売上高 又は振替高	43	197	1,126	1,367	1,367	-
計	12,664	1,087	5,344	19,096	1,367	17,728
セグメント利益	173	58	226	457	10	447
セグメント資産	5,053	14,237	4,554	23,845	538	24,384
その他の項目						
減価償却費	458	264	64	787	41	746
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	564	7,010	137	7,712	-	7,712

(注) 1 調整額は以下の通りであります。

(1)セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額538百万円には、セグメント間取引消去 1,456百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産1,995百万円が含まれております。全社資産は、主に会社での余資運転資金(現金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報として、同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	旅客自動車 運送事業	不動産 事業	販売事業	計		
減損損失	178	240	-	419	-	419

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	旅客自動車 運送事業	不動産 事業	販売事業	計		
(負ののれん)						
当期償却額	-	-	0	0	-	0
当期末残高	-	-	0	0	-	0

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	旅客自動車 運送事業	不動産 事業	販売事業	計		
(負ののれん)						
当期償却額	-	-	0	0	-	0
当期末残高	-	-	0	0	-	0

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

販売事業において、日本自動車メーター株式会社の株式を追加取得いたしました。これに伴い当連結会計年度において、4百万円の負ののれん発生益を計上しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員かつ 主要株主	新倉能文	-	-	当社 代表 取締役 社長	被所有 直接 15.15%	債務 被保証	銀行借入に対する 債務被保証(注1)	98	-	-
役員	宮野隆幸	-	-	当社常務取 締役	被所有 直接 0.22%	債務 被保証	銀行借入に対する 債務被保証(注2)	67	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注1) 連結子会社(日本自動車メーター㈱、大和交通保谷㈱)は銀行借入に対して当社代表取締役社長新倉能文より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注2) 連結子会社(大和交通保谷㈱、大和自動車王子㈱)は銀行借入に対して当社常務取締役宮野隆幸より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員かつ 主要株主	新倉能文	-	-	当社 代表 取締役 社長	被所有 直接 15.15%	債務 被保証	銀行借入に対する 債務被保証(注1)	115	-	-
役員	宮野隆幸	-	-	当社常務取 締役	被所有 直接 0.22%	債務 被保証	銀行借入に対する 債務被保証(注2)	27	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注1) 連結子会社(日本自動車メーター㈱、大和交通保谷㈱)は銀行借入に対して当社代表取締役社長新倉能文より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注2) 連結子会社(大和交通保谷㈱、大和自動車王子㈱)は銀行借入に対して当社常務取締役宮野隆幸より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	326.99円	658.69円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	43.89円	335.30円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、4.39円減少しております。
4. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額()(百万円)	437	3,342
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益金額又は 当期純損失金額()(百万円)	437	3,342
普通株式の期中平均株式数(株)	9,970,504	9,968,474

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	3,309	6,615
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	49	50
(うち少数株主持分(百万円))	(49)	(50)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	3,259	6,564
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	9,969,544	9,966,446

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
大和物産(株)	第八回 無担保社債	平成23年 6月8日	35	25 (10)	0.77	なし (注1、2)	平成28年 6月8日
大和自動車交通(株)	第一回 無担保社債	平成25年 9月30日		1,000 (50)	1.20	なし (注1、2、3)	平成31年 3月29日
大和自動車交通(株)	第二回 無担保社債	平成25年 11月29日		1,400 (70)	1.21	なし (注1、2、3)	平成32年 11月30日
合計			35	2,425 (130)			

(注) 1 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
130	130	125	120	870

2 当期末残高の()内の金額は、1年内に償還が予定されている社債であります。

3 銀行保証について、担保が付されております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,731	160	1.77	
1年以内に返済予定の長期借入金	746	885	1.90	
1年以内に返済予定のリース債務	426	406	2.40	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,766	6,562	2.01	平成27年6月29日～ 平成31年9月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	930	935	2.33	平成27年11月30日～ 平成33年2月28日
その他有利子負債				
合計	9,600	8,949		

(注) 1 平均利率については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	852	760	4,153	179
リース債務	343	318	142	99

【資産除去債務明細表】

「資産除去債務関係」注記において記載しているため省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	4,249	8,599	13,288	17,728
税金等調整前当期 純利益金額又は 税金等調整前四半期 純損失金額() (百万円)	297	338	268	5,441
当期純利益金額又は 四半期純損失金額 ()(百万円)	184	243	247	3,342
1株当たり当期 純利益金額又は 1株当たり四半期 純損失金額 ()(円)	18.50	24.46	24.86	335.30

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額又は 1株当たり四半期 純損失金額()(円)	18.50	5.96	0.40	360.22

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 1,370	1 1,474
受取手形	4 35	22
売掛金	770	806
貯蔵品	14	15
前払金	24	15
前払費用	187	248
繰延税金資産	246	83
短期貸付金	7	7
未収入金	2 462	2 288
その他	37	28
貸倒引当金	25	33
流動資産合計	3,132	2,959
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 2,913	1 5,659
建物附帯設備	606	553
構築物	42	116
機械器具	7	15
車両運搬具	17	16
什器備品	49	56
土地	1 5,568	1 9,519
リース資産	963	1,041
有形固定資産合計	10,168	16,978
無形固定資産		
通信施設利用権	1	1
ソフトウェア	2	13
その他	12	12
無形固定資産合計	15	26
投資その他の資産		
投資有価証券	145	171
関係会社株式	826	826
差入保証金	6	10
長期貸付金	29	23
関係会社長期貸付金	103	19
その他	269	346
貸倒引当金	114	111
投資その他の資産合計	1,265	1,286
固定資産合計	11,450	18,291
資産合計	14,582	21,251

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	245	220
1年内償還予定の社債	-	120
短期借入金	1、 5 1,511	-
1年内返済予定の長期借入金	1、 5 330	1、 5 467
リース債務	348	319
未払金	402	235
未払費用	500	605
未払法人税等	118	401
未払消費税等	38	2
前受金	317	12
短期預り金	59	99
前受収益	41	73
賞与引当金	47	50
その他	9	-
流動負債合計	3,969	2,610
固定負債		
社債	-	2,280
長期借入金	1、 5 4,913	1、 5 5,644
リース債務	701	708
繰延税金負債	206	1,653
長期預り金	240	412
退職給付引当金	691	798
役員退職慰労引当金	77	82
資産除去債務	109	111
固定負債合計	6,940	11,692
負債合計	10,909	14,302
純資産の部		
株主資本		
資本金	525	525
資本剰余金		
資本準備金	2	2
資本剰余金合計	2	2
利益剰余金		
利益準備金	131	131
その他利益剰余金		
退職積立金	197	197
固定資産圧縮積立金	780	3,060
別途積立金	1,146	1,146
繰越利益剰余金	1,150	2,134
利益剰余金合計	3,405	6,669
自己株式	264	265
株主資本合計	3,668	6,931
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4	17
評価・換算差額等合計	4	17
純資産合計	3,672	6,948
負債純資産合計	14,582	21,251

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
売上高	1 9,069	1 9,488
売上原価	1 8,106	1 8,667
売上総利益	963	820
販売費及び一般管理費	1,2 473	1,2 599
営業利益	490	221
営業外収益		
受取利息	1 10	1 4
受取配当金	1 43	1 44
受取車検費用	9	5
保険配当金	31	30
その他	1 20	1 30
営業外収益合計	114	114
営業外費用		
支払利息	1 147	1 225
退職給付費用	124	124
社債発行費	-	62
シンジケートローン手数料	123	-
その他	2	43
営業外費用合計	398	456
経常利益又は経常損失()	206	119
特別利益		
固定資産売却益	-	5,778
特別利益合計	-	5,778
特別損失		
固定資産除却損	10	373
減損損失	425	-
固定資産売却関連損	495	-
その他	-	1
特別損失合計	931	374
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	724	5,283
法人税、住民税及び事業税	8	387
法人税等調整額	289	1,602
法人税等合計	281	1,990
当期純利益又は当期純損失()	443	3,293

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
人件費	5,707	70.4	5,787	66.8
経費				
燃料費	532		573	
自動車リース料	358		256	
その他経費	1,507		2,050	
経費計	2,398	29.6	2,879	33.2
売上原価合計	8,106	100.0	8,667	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	525	2	2
当期変動額			
剰余金の配当			
自己株式の取得			
固定資産圧縮積立金の積立			
固定資産圧縮積立金の取崩			
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩			
当期純損失()			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計			
当期末残高	525	2	2

	株主資本						
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
		退職積立金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	131	197	654	199	1,146	1,550	3,879
当期変動額							
剰余金の配当						29	29
自己株式の取得							
固定資産圧縮積立金の積立			147			147	
固定資産圧縮積立金の取崩			21			21	
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩				199		199	
当期純損失()						443	443
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計			125	199		399	473
当期末残高	131	197	780		1,146	1,150	3,405

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	264	4,142	2	2	4,140
当期変動額					
剰余金の配当		29			29
自己株式の取得	0	0			0
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
固定資産圧縮特別 勘定積立金の取崩					
当期純損失()		443			443
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			6	6	6
当期変動額合計	0	473	6	6	467
当期末残高	264	3,668	4	4	3,672

当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	525	2	2
当期変動額			
剰余金の配当			
自己株式の取得			
固定資産圧縮積立金の積立			
固定資産圧縮積立金の取崩			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計			
当期末残高	525	2	2

	株主資本						
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
		退職積立金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	131	197	780		1,146	1,150	3,405
当期変動額							
剰余金の配当						29	29
自己株式の取得							
固定資産圧縮積立金の積立			2,321			2,321	
固定資産圧縮積立金の取崩			42			42	
当期純利益						3,293	3,293
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計			2,279			984	3,263
当期末残高	131	197	3,060		1,146	2,134	6,669

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	264	3,668	4	4	3,672
当期変動額					
剰余金の配当		29			29
自己株式の取得	1	1			1
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当期純利益		3,293			3,293
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			13	13	13
当期変動額合計	1	3,262	13	13	3,275
当期末残高	265	6,931	17	17	6,948

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品

燃料・油脂.....総平均法

部品・資材.....先入先出法

3 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

車両運搬具...定額法

建物・その他有形固定資産...定率法

ただし平成10年4月1日以降取得した建物(建物附帯設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 2年～7年

建物及び構築物 7年～65年

機械器具及び什器備品 3年～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、平成20年3月31日以前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理してあります。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に対応する金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理することにしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

支払金利に係るスワップ取引（以下、金利スワップ取引）の特例処理を資金調達取引に適用しております。

(2) ヘッジ手段

金利スワップ取引

(3) ヘッジ対象

金利の変動によるリスクにさらされている資金調達取引

(4) ヘッジ方針

資金調達取引における金利の変動によるリスクに対して金利スワップ取引により特例処理の範囲内においてヘッジを行っております。

(5) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の条件を満たしているため有効性の評価を省略しております。

7 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(単体簡素化に伴う財務諸表等規則第127条の適用および注記の免除等に係る表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。

・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

・財務諸表等規則第26条の2に定める減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨の注記については、同条第5項により、記載を省略しております。

・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。

・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。

・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。

・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(追加情報)

会社分割(簡易新設分割)による子会社設立並びに持株会社体制への移行

当社は、平成26年4月1日より会社分割(簡易新設分割)により子会社を設立して持株会社体制に移行しております。

会社分割の概要は、以下のとおりであります。

(1) 会社分割の概要

昨今のわが国経済は、東日本大震災からの復旧が進み、緩やかに持ち直してきましたが、長引く世界経済の低迷や原油価格の高騰、円安による輸入価格の上昇など、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、各事業の独立採算意識の向上や、権限委譲の推進により、今後さらにめまぐるしく変化する経営環境において、迅速かつ的確に判断・対応し、各事業のさらなる競争力を高め、責任体制の明確化を図るとともに、さらなる成長と収益の確保をめざすものであります。

なお、本会社分割は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準および事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(2) 新設子会社の概要

大和自動車交通羽田株式会社

代表者 代表取締役社長 木村 建
住所 東京都大田区昭和島二丁目4番4号
資本金 10百万円
事業内容 一般乗用旅客自動車運送事業

大和自動車交通江東株式会社

代表者 代表取締役社長 亀田 英紀
住所 東京都江東区猿江二丁目16番27号
資本金 10百万円
事業内容 一般乗用旅客自動車運送事業

大和自動車交通立川株式会社

代表者 代表取締役社長 田中 良和
住所 東京都立川市富士見町一丁目25番地
資本金 10百万円
事業内容 一般乗用旅客自動車運送事業

(3) 承継会社が承継する資産・負債の状況

(平成26年4月1日現在)

項目	金額	項目	金額
流動資産	503百万円	流動負債	448百万円
固定資産	739百万円	固定負債	764百万円
資産合計	1,243百万円	負債合計	1,213百万円

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
現金及び預金	300百万円	22百万円
建物	2,183百万円	5,413百万円
土地	4,089百万円	8,651百万円
計	6,572百万円	14,087百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期借入金	178百万円	-
1年内償還予定の社債	-	120百万円
1年内返済予定の長期借入金	330百万円	467百万円
社債	-	2,280百万円
長期借入金	4,913百万円	5,644百万円
長期預り金	-	22百万円
計	5,421百万円	8,535百万円

なお、上記担保に供している資産のうち、土地238百万円については、連結子会社の借入金（前期末残高51百万円、当期末残高42百万円）に対して担保提供しております。

2 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次の通りであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	309百万円	349百万円
長期金銭債権	59百万円	40百万円
短期金銭債務	131百万円	316百万円

3 保証債務

銀行取引等に対して保証を行っております。

関係会社

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
日本自動車メーター(株)	233百万円	265百万円
大和自動車(株)	191百万円	254百万円
大和工機(株)	56百万円	34百万円
大和交通保谷(株)	45百万円	32百万円
大和自動車王子(株)	22百万円	1百万円
大和物産(株)	6百万円	9百万円
合計	554百万円	596百万円

4 期末日満期手形の処理

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、前期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
受取手形	8百万円	-

5 財務制限条項

当社は、シンジケートローン契約(契約日平成24年9月25日)を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されています。

平成26年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額を、平成25年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

平成25年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。但し、中央大和ビルに関して臨時的に減価償却を実施した場合は、当該連結会計年度の経常損益については当該減価償却額を加算して算出することとする。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益	141百万円	192百万円
営業費用	791 "	852 "
営業取引以外の取引高	52 "	45 "

2 販売費及び一般管理費の主なもの

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給料手当	131百万円	148百万円
賞与引当金繰入額	6百万円	7百万円
役員退職慰労引当金繰入額	4百万円	5百万円
退職給付費用	6百万円	5百万円
減価償却費	31百万円	25百万円
諸手数料	113百万円	130百万円
保険料	48百万円	47百万円
租税公課	49百万円	24百万円
施設賦課税	23百万円	41百万円
貸倒引当金繰入額	73百万円	6百万円
販売費に属する費用の おおよその割合	40%	47%
一般管理費に属する 費用のおおよその割合	60%	53%

(有価証券関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式801百万円、関連会社株式25百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式801百万円、関連会社株式25百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
(繰延税金資産)		
未払事業税	10百万円	31百万円
退職給付引当金	249百万円	284百万円
役員退職慰労引当金	27百万円	29百万円
賞与引当金	17百万円	18百万円
ゴルフ会員権	40百万円	40百万円
貸倒引当金	15百万円	16百万円
資産除去債務	42百万円	39百万円
固定資産減損損失	353百万円	190百万円
未払立退料	150百万円	-百万円
その他	97百万円	76百万円
繰延税金資産小計	1,006百万円	727百万円
評価性引当額	513百万円	578百万円
繰延税金資産合計	492百万円	149百万円
繰延税金資産純額	39百万円	-百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	435百万円	1,694百万円
その他有価証券評価差額金	2百万円	9百万円
その他	15百万円	14百万円
繰延税金負債合計	452百万円	1,719百万円
繰延税金負債純額	-百万円	1,570百万円

(注) 繰延税金資産及び負債の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	246百万円	83百万円
固定負債 - 繰延税金負債	206百万円	1,653百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	2,913	2,918	1	171	5,659	1,058
	建物附帯設備	606	43	0	95	553	862
	構築物	42	79	0	6	116	247
	機械器具	7	9	0	1	15	22
	車両運搬具	17	8	1	7	16	65
	什器備品	49	25	0	18	56	143
	土地	5,568	4,060	109	-	9,519	-
	リース資産	963	388	86	222	1,041	498
	建設仮勘定	-	81	81	-	-	-
	計	10,168	7,614	280	523	16,978	2,899
無形固定資産	通信施設利用権	1	-	-	0	1	-
	ソフトウェア	2	13	-	1	13	-
	その他	12	-	-	-	12	-
	計	15	13	-	2	26	-

(注) 1.減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2.当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

建物	増加額	藤和東神田ビル	489	ヒルサイドスクウェア	492	アルテビル東神田	527
		メゾン大島イースト	571	メゾン大島リバーサイド	671		
土地	増加額	藤和東神田ビル	613	ヒルサイドスクウェア	594	YS三番町ビル	572
		メゾン大島イースト	669	アルテビル東神田	853	メゾン大島リバーサイド	756
	減少額	中央ビル	109				
リース資産	増加額	車両	343				

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	140	17	13	144
賞与引当金	47	50	47	50
役員退職慰労引当金	77	5	-	82

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
単元株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都江東区東砂7丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	東京都江東区東砂7丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 公告掲載アドレス http://www.daiwaj.com/ (ただし、電子公告によることが出来ない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に公告いたします。)
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿に記載された1単元(1,000株)以上保有の株主を対象に下記の優待品を贈呈いたします。 [記] 1,000株から4,999株まで クオカード2,000円分 5,000株以上 クオカード3,000円分

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度 第106期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)平成25年6月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成25年6月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第107期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)平成25年8月12日関東財務局長に提出

第107期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)平成25年11月11日関東財務局長に提出

第107期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)平成26年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成25年7月1日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2(会社分割(簡易新設分割)により子会社を設立して持株会社体制に移行することを決議)の規定に基づく臨時報告書

平成25年9月11日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づく上記(4)平成25年9月11日提出臨時報告書の訂正報告書

平成25年10月16日関東財務局長に提出

(6) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第105期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)平成25年8月28日関東財務局長に提出

事業年度 第106期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)平成25年8月28日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月27日

大和自動車交通株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋 爪 輝 義
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 原 義 勝

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大和自動車交通株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和自動車交通株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、大和自動車交通株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、大和自動車交通株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

大和自動車交通株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋 爪 輝 義
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 原 義 勝

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大和自動車交通株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第107期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和自動車交通株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。